

宗教法人の売買に類似した取引による 違法行為の助長を 防止するための取組について

文化庁宗務課長
山田 泰造



(目次)

1. 宗教法人の売買に類似した取引への対策の 必要性

- (1) インターネットを介した売買に類似した取引
- (2) 宗教法人とは
- (3) 不活動宗教法人対策

2. 宗教法人の売買に類似した取引への対策の 具体的内容

- (1) 文化庁における取組
 - (2) 御協力いただきたい取組
-

1. 宗教法人の売買に類似した取引への 対策の必要性

インターネットを介した売買に類似した取引

《売買に類似した取引によって宗教法人の法人格を取得した事例》※報道による

節税の一つとして宗教法人を取得することをお考えください——。本来、営利を目的としないはずの宗教法人が、**インターネット上では「税制優遇」をうたい文句に、公然と売り買いされている**。脱法的な売買が横行してしまう背景には、宗教法人に行政の目が行き届いていない実態がある。

ネット上では、宗教法人の売買を呼び掛ける仲介サイトがいくつもある。「歴史あるお寺（宗教法人）譲ります」。個人間で不用品を売買できる情報サイトには1億2000万円で中部と関西地方にある二つの寺が売りに出されていた。

（毎日新聞、令和5年5月7日）

《宗教法人の売買に類似した取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトのイメージ》

宗教法人を買いたい方へ！宗教法人の売買が増えています

宗教法人にはこんなメリットが…

- ・税金対策をしたい！
- ・宗教法人を持つとすごく便利！
- ・宗教法人で事業をすると、税金が安くなる！

所在地	条件	備考	価格
東京都	約3,000坪 駐車場あり	お手軽な神社	1億円

インターネットを介した売買に類似した取引

《インターネットサイトにおける宗教法人の売買に類似した取引の状況》

実際にインターネット上でキーワード検索を行ったところ…

宗教法人 買収

検索

宗教法人 買いたい

検索

- ① 広告中に「歴史あるお寺（宗教法人）譲ります」などと称して、中部・近畿地方にある宗教法人を1億2000万円で売却しているもの。
- ② 約770坪の土地を有する中部地方の宗教法人を1億2800万円で売却しているもの。
- ③ 広告中に「売り・極秘・宗教法人」と称して、近畿地方に所在する寺院を、法人格のみ6000万円、土地建物付き1億1千万円で売却しているもの。
- ④ 広告中に「宗教法人付き土地及び建物の譲渡」と称して、九州地方の物件を2億円で売却しているもの。
なお、同広告中、「首都圏で利回り15%以上の盛況中の納骨堂あります」との記載もある。
- ⑤ 中秋地方の「土地、建物を売却します。（単立宗教法人付）」と広告して、約3000坪の土地及び約20坪の建物を6280万円で売却しているもの。
- ⑥ 宗教法人の売買案件について、約130件のリストを公開しているウェブサイト。
案件中「格安」や「節税に最適」、「名称変更可能」、「手付で単立化」などの評価書きが複数見られ、売却（禅譲と称している。）済の案件も多数ある模様。
- ⑦ 会社・法人全般の売買案件を扱うウェブサイトで、関東甲信越・東海地方の宗教法人を「M&A案件」として売り出している。関東甲信越地方のものについては8億4000万円、東海地方のものは9800万円で「販売」している。
- ⑧ その他、宗教法人の売買を専門に取り扱うとしているウェブサイトが2件あり、いずれも「税金対策」「税金問題」などを前面に打ち出している。

宗教法人とは

《宗教法人とは》

宗教法人法に定義する「宗教団体※」であって、宗教法人法に基づき、所轄庁（都道府県知事又は文部科学大臣）の認証を受けて法人格を取得したもの（宗教法人法第4条）。

※宗教団体

…宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体（宗教法人法第2条）

《宗教法人法の目的》

宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とする（宗教法人法第1条）。



宗教法人とは、宗教団体が自由で自主的な活動をするための基礎として、法に基づき設立される法人の類型。

宗教法人法は、宗教法人の活動に資することを目的として、管理運営に関する手続きを定めたもの。

★令和3年12月31日現在の宗教法人数（『宗教年鑑 令和4年版』）

文部科学大臣	1, 153
都道府県知事	178, 799
合計	179, 952

※複数の都道府県で活動する宗教法人の所轄庁は文部科学大臣

《宗教法人の代替わり》

- 仏教宗派に属するお寺（被包括法人）で住職になるまでの流れ

得度（信者から発願して、僧侶の資格を得る）



修行（住職になるため中長期の研修を受ける）



教師資格の取得（宗派〈包括法人〉から授与）



住職就任の申請（宗派に対して行う）



住職の就任、代表役員の変更登記（所轄庁からの認証は不要）

《問題の概要》

宗教法人として設立されながら、事実上、宗教活動を停止しており、法人格のみが残存しているもの（いわゆる**不活動宗教法人**）が実態上見受けられ、これを放置した場合、第三者により法人格が不正に取得され、脱税や犯罪収益の移転、いわゆるマネー・ロンダリング等の違法行為につながるおそれがあることが指摘されている。

不活動宗教法人対策

《不活動宗教法人の法人格を取得したとされる事例》※報道による

各地でセミナーを開いていた福岡県の企画会社「●●●●」前社長らが3月、法人税法違反罪で福岡地検に追起訴された。舞台装置として使われたのが、静岡県内の宗教法人だった。

前社長らは平成18年、休眠状態だったこの宗教法人の代表権を購入。前社長らはセミナー受講料を「寄付金」として、宗教法人の口座に振り込ませるようになったという。3年間に会員から集めたセミナー開催による所得約27億円を隠し、脱税総額は約8億円に上った。（産経新聞、平成25年6月2日）

税制面で優遇される宗教法人を介した不動産取引で、法人税約1億円を免れたとして、名古屋地検特捜部は2日、法人税法違反（脱税）の疑いで、名古屋市東区の不動産会社「●●●●」社長……ら3人を逮捕した。

逮捕容疑では、不動産売却益を除外するなどの手口で、2015年5月期に4億2760万円の所得を隠し、法人税1億820万円を免れたとされる。

関係者によると、●●●●は名古屋市内の賃貸ビルを購入後、××××容疑者が代表役員の宗教法人「▲▲▲▲」（静岡県伊東市）に同等の金額で売却。さらに寺が第三者に高値で転売して得た利益約4億円を、課税対象ではない宗教法人の「非収益事業」による所得と主張し申告しなかったという。宗教法人は宗教活動による収入は非課税だが、不動産売却など「収益事業」で得た所得には課税される。（中日新聞、平成29年3月3日）

不活動宗教法人対策

《不活動宗教法人対策に関する国会での議論》

- 不活動宗教法人を放置することで、悪影響が生じることのないよう、宗教法人法の適用に全力で取り組むよう総理から御指示。

《衆・予算委における国会審議と総理のご発言》 令和5年2月1日

○渡辺委員

現行の宗教法人法での対処には先ほども申したように信教の自由の観点から課題と限界があるというのは分かっています。けれども、……文部科学白書には宗教法人制度全体への社会的信用を損なうことになるという危惧が示されています。

私はぜひ総理にうかがいたいんですが、誠実に宗教活動に取り組んでいる方々や宗教法人への対処まで厳しくするべきだと言ってるわけでは全くありません。……不活動宗教法人と指定した団体が入り口となるリスクが高いわけでありますから、どのような実態があるのか 関係省庁が協力して実態把握には少なくとも取り組むということにもしっかりと総理の指示の下行うべきじゃないかというふうに思います。……だからこそ、……このような正直者が馬鹿を見る真面目に宗教活動してる方々までが信頼を失いかねないような事態を放置してはいけないというふうに思います。……総理の見解を伺います。

○岸田総理

……まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことによって、**不活動宗教法人を放置することにつながり、そして第三者によって法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がる**というようなことは、**まずあってはならないことだと思います**。この実態把握の部分についても、これしっかりと徹底しなければならぬと思いますし、そしてその**把握をした上でこの不活動宗教法人と認められた者については合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきもの**であると思います……、実態把握の部分と、またこの実際にこの整理されている状況、……充分なのかという、このことは**強い問題意識として持たなければなりません**。

しかしそのためにもまずは法律、十分に活用されているのか、適用されているのか、これをしっかりと今一度点検した上で、**法律の適用に、文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からもしっかりと指示をしたい**と思います。

不活動宗教法人対策

《文化庁におけるこれまでの取組》

- 「宗務行政の適正な遂行について」（通知）の発出（R5.3.31）
 - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施
 - ・ 不活動宗教法人の確実な把握と迅速な整理 について周知
- 不活動宗教法人対策会議の開催（R5.3.20）
 - ・ 大規模なものを含む62の包括宗教団体と、28の都道府県の担当者に向け、不活動宗教法人対策について説明
- 都道府県宗教法人事務担当部課長会議（R5.4.25）
 - ・ 不活動宗教法人への具体的対策について、文化庁と各都道府県で意識を共有
- 文部科学大臣所轄の不活動宗教法人の把握・整理
 - ・ 文部科学大臣所轄の不活動宗教法人について、事実関係を順次調査・確認。
 - ・ 令和5年度は既に1件の不活動宗教法人について解散命令を請求
- 不活動宗教法人対策のマニュアルの充実・改訂（予定）
 - ・ 全国の担当者が活用しやすいよう、具体的なポイントを充実して改訂
(例) – 解散命令の請求に必要な証拠資料のリスト・入手方法
– 残余財産の処分の留意事項 等
- 不活動宗教法人対策推進事業（随時）
 - ・ 都道府県に対して、不活動宗教法人対策に係る経費（原則として補助対象経費の10/10）を補助

《問題の概要》

政府として不活動宗教法人対策の徹底に全力を挙げているにもかかわらず、今次、節税への活用等を謳って、宗教法人の売買に類似した取引を呼びかけるインターネット上の仲介サイトが多数あることが報道等において指摘されており、このようなサイトを通じた取引の一部は、宗教法人を悪用した違法行為を助長しているおそれがある。

《大前提》

宗教法人の代表役員等の地位は、宗教法人法では、取引の対象となっていない。

簡単に売り買いができるかのように呼びかける行為は問題である。

宗教法人の売買に類似した取引への対策の必要性

- 宗教法人法は、第三者が法人格を取得し、**宗教活動以外の目的に法人格を利用する事態を想定しておらず、法の許容するところではない。**
- 宗教活動の実態を伴わない宗教法人の売買を呼びかけるインターネットサイトが横行すれば、政府として取り組んでいる不活動宗教法人対策の効果が無に帰されるばかりか、**脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為を助長する**こととなる。
- 宗教法人という仕組み自体への信頼の失墜を招く行為であり、社会的にも望ましいものと言えないことは明らか。
安心して利用できるべきインターネット空間に、予見できない法の潜脱行為という危険を招く。
インターネット上の宗教法人の売買や、これを呼びかける行為が無制限に行われることは避けなければならない。

2. 宗教法人の売買に類似した取引への 対策の具体的内容

文化庁における取組

《宗教法人に対する周知》

- 包括宗教法人が参加する不活動宗教法人対策会議や、宗教法人の事務担当者が参加する宗教法人実務研修会において、法人格の不正な取得・悪用による脱税やマネー・ロンダリングといった違法行為の危険性を説明。
- 令和3年の不活動宗教法人対策会議には、合計で約127,000法人の宗教法人を包括する87の法人が参加。
また、宗教法人実務研修会は、4か月で地区ごと9回の研修を行い、全都道府県をカバーしている。
- 今年度の会議・研修会についても、8月以降順次開催中。

《都道府県事務担当者に対する周知》

- 都道府県の宗教法人の事務を担当する職員が参加する都道府県宗教法人事務担当者会議において、法人格の不正な取得・悪用による脱税やマネー・ロンダリングといった違法行為の危険性を説明。
- 令和3年は8月～11月にかけて地区ごと4回の研修を行い、39都道府県の担当者が参加した（8県はコロナの影響で書面会議を開催した。）。

《文化庁HPによる広報》

文化庁のHPでは、宗教法人や宗務行政に携わる人向けに、宗教法人の実務と規則が乖離し、意思決定ができないまま法人格が放置されることがないように、適切な管理運営を呼びかけている。

また、不活動宗教法人が脱税やマネー・ロンダリングといった違法行為に悪用されるリスクについても情報を集約し、注意喚起を行っている。

【文化庁HP】 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/93955602.html>

宗教活動の継続が困難となった場合には

令和5年10月

宗教法人は活動が継続できない状況になったとしても、宗教法人法に定める「解散」や「合併」の手続きをとらない限り、法人格が残存し続けます（いわゆる不活動宗教法人）。

このページでは、活動が継続できなくなる前にとるべき手続や、文化庁における不活動宗教法人対策の取組について掲載しています。

宗教法人としての意思決定ができなくなる前に、所轄庁や包括宗教法人に相談しましょう。



《課題を踏まえた取組のイメージ》

次のような取組を、法令遵守の姿勢の一環として検討していただきたい。

- **法人格を悪用した違法な行為を助長することが疑われるサイトを運用する事業者**に対し、宗教法人法の趣旨を踏まえ、不正な法人格取引等の温床になっていないか確認するよう求めるなど、本通知を活用するなどして、**周知・啓発等**を行う
- **法人格を悪用した違法な行為を助長することが疑われるサイトの利用者**に対し、本説明会の資料や通知等の掲載等を通じて、**注意喚起**を行う
- 宗教法人格の不正な取引の調査のため、捜査機関や裁判所等からの法的な要求があった場合には、自社規定に基づき、適切に対応するよう求める

本日のまとめ

1. 不活動宗教法人対策は、今後、さらに徹底する必要があること

- ・法人格の悪用による違法行為を防止し、宗教法人制度自体の信頼を維持・向上させるためにも、不活動宗教法人の把握・整理は喫緊の課題
- ・所轄庁としては、不活動宗教法人の判断基準や整理の方針をを明確化・整理の手順をマニュアル化し、不活動宗教法人の速やかな整理に取り組んでいるところ

2. 宗教法人の売買に類似した取引による違法行為の助長を防止するための取組について、御協力いただきたいこと

- ・節税への活用等を謳って、宗教法人の売買に類似した取引を呼びかけるような行為は、第三者に不正に法人格を取得され、脱税やマネー・ロンダリング等の違法行為を助長するおそれがある
- ・とりわけ、インターネットに強力な情報拡散力があることや、通信の高速性があることによる影響は軽視できないことから、インターネット上の宗教法人の売買や、これを呼びかける行為が無制限に行われることがないよう、ぜひとも御協力いただきたい